

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 北九州市若松区南二島四丁目5番7号

氏名 久屋産業 株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 久保山 功二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印

許可の年月日 平成 30年 10月 14日

許可の有効年月日 平成 35年 10月 13日



## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

中間処理業 (焼却、加熱、破碎)

## 産業廃棄物の種類

焼 却 燃え殻(熱しゃく減量10%を超えるものに限る。)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、  
廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物に限る。)、  
ガラスくず(自動車等破砕物に限る。)、家畜の死体(家きん類に限る。)、  
政令第13号廃棄物(廃肉骨粉に限る。)  
以上16種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

加 熱 金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず(自動車等破砕物を除く。)、  
鉍さい(廃油が付着しているものに限る。)  
以上3種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

破 砕 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、木くず、繊維くず、ゴムくず、  
金属くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類  
以上6種類(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

別紙のとおり

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和51年12月28日	新規許可	平成19年 6月14日	変更許可
昭和62年10月14日	変更許可	平成20年10月14日	更新許可
平成 5年10月14日	更新許可	平成21年 2月23日	変更許可
平成10年10月14日	更新許可	平成21年 3月11日	変更許可
平成10年12月 1日	変更許可	平成25年10月14日	更新許可
平成15年10月14日	更新許可	平成30年10月14日	更新許可

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有



## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類：焼却施設（乾溜ガス化炉）

産業廃棄物の種類：燃え殻（熱しゃく減量10%を超えるものに限る。）、汚泥、廃油、廃酸、  
 廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、紙くず、  
 木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、  
 金属くず（自動車等破砕物に限る。）、  
 ガラスくず（自動車等破砕物に限る。）、  
 家畜の死体（家さん類に限る。）、政令第13号廃棄物（廃肉骨粉に限る。）  
 以上16種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番89

設置年月日：平成19年6月14日

処理能力	燃え殻	1日あたり	4.5トン（24時間）
	汚泥	1日あたり	4.7立方メートル（24時間）
	廃油	1日あたり	1.4立方メートル（24時間）
	廃酸	1日あたり	2.4立方メートル（24時間）
	廃アルカリ	1日あたり	2.4立方メートル（24時間）
	廃プラスチック類	1日あたり	21.6トン（24時間）
	紙くず	1日あたり	21.6トン（24時間）
	木くず	1日あたり	21.6トン（24時間）
	繊維くず	1日あたり	21.6トン（24時間）
	動植物性残さ	1日あたり	6.5トン（24時間）
	動物系固形不要物	1日あたり	13.3トン（24時間）
	ゴムくず	1日あたり	21.6トン（24時間）
	金属くず	1日あたり	21.6トン（24時間）
	ガラスくず	1日あたり	21.6トン（24時間）
	家畜の死体	1日あたり	4.5トン（24時間）
	政令第13号廃棄物	1日あたり	4.5トン（24時間）

許可年月日：平成18年12月26日

許可番号：第388-1号、第388-2号、第388-3号

施設の種類：加熱施設（乾溜ガス化炉）

産業廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず、鉍さい（廃油が付着したものに限る。）  
 以上3種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番89

設置年月日：平成19年6月14日

処理能力	金属くず	1日あたり	3.0トン（24時間）
	ガラスくず	1日あたり	3.0トン（24時間）
	鉍さい	1日あたり	3.0トン（24時間）

施設の種類：破砕施設

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
 がれき類（板状のもの又はブロック状のものに限る。）  
 以上6種類

設置場所：北九州市若松区南二島四丁目495番89

設置年月日：平成21年2月23日

処理能力	廃プラスチック類	1日あたり	4.8トン（8時間）
	木くず	1日あたり	2.0トン（8時間）
	繊維くず	1日あたり	3.2トン（8時間）
	ゴムくず	1日あたり	1.9トン（8時間）
	金属くず	1日あたり	3.7トン（8時間）
	がれき類	1日あたり	2.9トン（8時間）

